

定期的なチェックで早期対応を



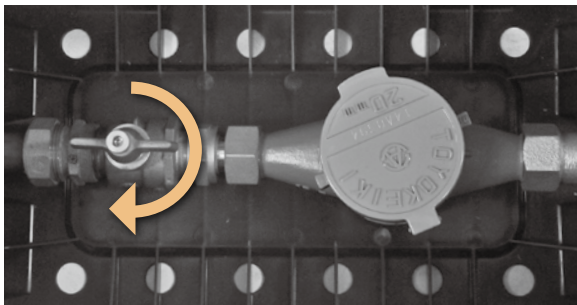
「漏水かな」と思ったら

「水道の使用量が増えている。漏水かもしれない」といった相談が増えています。わずかな漏水でも、時間の経過とともに量は増えていきます。水道メーターや使用水量のお知らせを確認するなど、定期的にチェックしましょう。

兆候をチェックしよう

- 特に理由がないのに、水道の使用量が増えている
- 蛇口をよく閉めたにもかかわらず、水が垂れている

【別図】メーターボックス



止水栓を右へ止まるまで回す

漏水していたら

〈宅内側の漏水〉

蛇口や水洗トイレ、宅内の配管など、道路側から見て最初の止水栓（第1止水栓）から宅内側で漏水している場合は、旭市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。費用は所有者が使用者の負担となります。メーターボックス内の止水栓を右に回すことで、水を止める

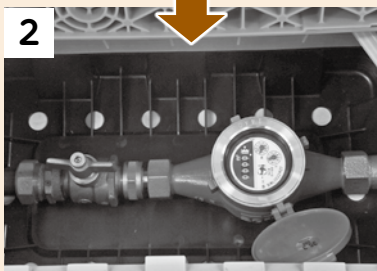
漏水の確認方法

1



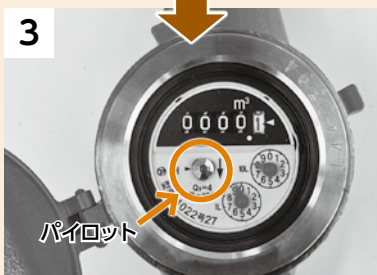
家庭内の蛇口を全て閉め、水洗トイレや給湯器などで水を使用していないことを確認します。

2



メーターボックスを開け、水道メーターのふたを開けます。

3



パイロット

パイロットが少しでも回っていれば、どこかで漏水しています。旭市指定給水装置工事業者に修理を依頼しましょう。

料金はどうなるの？

道路などに埋設してある配水管から分岐して引き込まれた、

家庭の蛇口までの管を「給水装置」といいます。給水装置は皆

さんの財産であり、自身で管理

する必要があります。漏水で通

常より請求が高額になっても、

計量した水量に対する料金は、

支払う必要があります。

〈減免される場合があります〉

次の条件を全て満たすときは、

減免となる場合があります。問

い合わせてください。

● 地下や壁内、床下の漏水で、

地表や外観からは確認できず、

流水音もしないなど、発見す

ることが困難な場合

● 漏水発見後、速やかに旭市指

定給水装置工事業者に連絡

し、修理をした場合

〈減免対象に当たらない例〉

● 蛇口の閉め忘れなど、使用者

の不注意による場合

● 蛇口、水洗トイレ、給湯器な

どの器具の故障による場合

● 受水槽本体や受水槽・給湯器

の先から漏水している場合

● 漏水を発見した日から2か月

以内に減免の申請をしていな

い場合

● 井戸水の配管を水道に切り替

えて使用している場合

● 無届けで給水装置を改造した

場合

問い合わせ先

旭市上下水道お客様センター

☎ 63・8881

上下水道課工務班

☎ 62・5364